

重量オーバーには、

NO

運送事業者の方へ

- 重量オーバーの違反で走行すると、
- 運転者、運送事業者ともに罰則対象。
- 悪質な違反は、即時告発。

荷主の方へ

- 重量オーバーによる違反が明らかになつた場合、荷主の関与を調査。
- 主体的な関与が認められれば、荷主名を公表。



※写真は、橋梁のコンクリート床版の損傷事例

規定の重さを超えた無許可での走行や、取得した許可重量を超えての走行は、違反です。重量オーバーの大型車は、道路を傷める大きな原因。軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4,000台分のダメージを与えます。荷を頼む側も、運ぶ側も、重量オーバーにはノーを！



特殊車両通行許可が必要

定められた重さ、長さ、高さ、幅を、一つでも超える車両は許可申請を。オンライン申請もできます。



〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ

一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)